R2.7.2版

**採　用　証　明　書**

1　氏名

2　雇入年月日　　令和　　　　年　　　　月　　　　日

3　従事する職種

該当する項目を○で囲み、必要な箇所に記入をしてください。

4　雇用形態

① 正社員 ② 派遣 ※ ③ パート ④ アルバイト

⑤ 契約社員 ⑥ 臨時・季節 ⑦ 日雇 ⑧ その他

　　　　※ 派遣の場合

（派遣先事業所名：　 ）

（同所在地： ）

（同従業員数：　　　　　　　人　）

5　雇用期間

① 1日以上7日未満 ② 7日以上31日未満

③　31日以上４ヶ月（120日）未満 ④　4　ヶ月（120日）以上6ヶ月未満

⑤　6ヶ月以上1年未満 ⑥ 1年以上

⑦ 期間の定め無し

　　　※ 期間の定めない採用で試用期間を設けている場合は「⑦期間の定めなし」を選択

６　１週間の所定労働時間 ① 20時間以上 ② 20時間未満

７　雇用保険被保険者適用有無 ① あり ② なし

８　賃　金　　　月給・日給・時給　 　　(月額)　　　　　　　　　　　円

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（日給、時給は月額に換算して記入してください。）

上記のとおり証明します。

新潟県立新潟テクノスクール校長　様

令和　　年　　月　　日 事業所名：

 所 在 地：

 代表者名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

 ご 担 当：

 　【TEL】　　　　　　　（　　　　　　）

**言葉の定義**

|  |
| --- |
| １　正社員　　　常用のうち、勤め先で正社員・正職員などと呼称される正規雇用労働者。（例えば、会社の就業規則に定める正社員規定により雇用された者又は就業規則が無い事業所の場合は従業員のうちフルタイム勤務と同じ雇用条件で雇用された者など。）２　派遣労働者派遣事業による派遣先である事業所で就労する仕事をする者。３　パート1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短く、勤め先でパートなどと呼称される者。４　アルバイト1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短く、勤め先でアルバイトなどと呼称される者。５　契約社員雇用期間が定められている者（パート、アルバイト、臨時・季節、日雇を除く。）。６　臨時・季節　　　臨時とは、雇用契約において1ヶ月以上4ヶ月未満の雇用期間が定められている仕事（労働）をいい、季節とは、季節的な労働需要に対し、又は季節的な余暇を利用して一定の期間（4ヶ月未満、4ヶ月以上の別を問わない。）を定めて就労（労働）する者。７　日雇　　　安定所で取り扱われる日々雇用の仕事及び1ヶ月未満の雇用期間が定められている者。８　その他　　　上記１～７に当たらない者。 |